

岩手県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和元年12月27日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸 之

- 1 起業者の名称 岩手県
- 2 事業の種類 一般国道342号改築工事（白崖工区・岩手県一関市花泉町涌津字下吉田地内から同市花泉町永井字三本木地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県一関市花泉町永井字大沢田	191番	ため池	5,425㎡	広大地のため実測せず	① 347.08㎡	② 15.34㎡	ため池	別図に①として赤色で、②及び③として緑色で表示する部分
						③ 1.12㎡		

- 4 土地所有者の氏名及び住所 別紙のとおり。
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和元年12月17日

備考 「別図」及び「別紙」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。